

金融庁提出資料

(ヤミ金対策の実施状況について)

平成 21 年 5 月 19 日 (火)

多重債務者対策本部有識者会議

ヤミ金対策の実施状況

1. 「多重債務問題改善プログラム」(抜粋)

5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する。
- 無登録業者だけではなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る。
- ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。

2. 無登録業者に係る苦情等受付件数

	19年度	20年度
合計	14,942	14,243
金融庁	1,000	572
各財務局	6,394	4,669
都道府県	7,548	9,002

3. ヤミ金対策の実施状況

	19年度	20年度
警察当局への情報提供件数	793	487
金融庁	483	329
各財務局	62	85
都道府県	248	73
電話警告の実施件数	407	406
金融庁	34	99
各財務局	176	170
都道府県	197	137